

役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の35第1項及び社会福祉法人秀愛福社会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与其他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員等がその職務を行う為に要する費用は、弁償することができる。

2 費用の弁償については、別表1のとおりとする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、評議員会の決議を得て行う。

付 則

この規程は、平成 29 年 6月22日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3月27日から施行する

別表1

	実費弁償費
役員等	2000円